



人を大事にする国づくり、将来に夢がもてる社会を (△大江山・雲海)

(2007年1月号のおもな内容)

- ・ 職場9条の会めぐり 京都放送 …… 2
- ・ シリーズ 京都府政の今を考える …… 4
- ・ 連載 小説書きの独白 ⑧ …… 6
- ・ リレートーク 都市行政の今を考える …… 8
- ・ 京丹後市を調査して ② …… 9
- ・ シリーズ 町村行政の今を考える ⑤ …… 10
- ・ 案内 連続講座「道州制を考える」 …… 7
- ・ 再び 訪ね本 「住民と自治」 …… 11
- ・ 広告 第32回 自治体政策セミナー …… 12

くらし  
と  
自治  
京都



(社) 京都自治体問題研究所  
 TEL・FAX (075) 241-0781  
 メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp  
 発行人 土居靖範

(「住民と自治」1月号付録)

憲法守れ・職場9条の会めぐり ⑤

## 2周年を迎えた マラソンスピーチ

“大本営発表をする放送局にはならない”

岡田 浩(民放労連・京都放送労働組合書記長)

京都放送労働組合は、2005年に自民党が結党50年を迎え憲法改正をその大きな目標にすえていることを、日本の平和と言論・報道の自由の大きな危機であるにとらえ、2年前の秋の定期大会で、運動方針として憲法九条を守る取り組みを決めました。

そして、具体的な取り組みとして1つ目は署名を2万筆目標で取り組む、2つ目に街頭マラソンスピーチを一年間行う、3つ目に憲法とジャーナリズムの市民講演会開催する一ことを決め、それぞれについてこの2年間精一杯取り組んできました。

署名は現在1万4000筆を越え、目標の7割まで集約しました。京都署名実行委員会に集約された全署名数の約1割を占め、わずか130名の組合員としては突出した署名集約数であるといえます。

署名活動は組合員とその家族・親戚をはじめとして、民放労連の仲間、労働団体、市民に呼びかける一方、マラソンスピーチを行う傍らでの活動、毎月21日の弘法さん、25日の天神さん、御所の一般公開、労働団体の大規模な集会など、人の集まるところに頻繁に足を運び地道に集め続けました。署名をしてくれた市民の中には「恋人は自衛隊員です。戦争は反対です」と涙ながらに署名をする若い女性や、「学校を出たらすぐ挺身隊に入った。戦争はイヤだ」と訴える戦争体験をした老人もいて、市民と直接対話をして戦争反対の声を聞けたことは私たちを勇気づけてくれました。

マラソンスピーチは04年11月からスタートし、05年10月29日の1周年までは9日、19日、29日の毎9のつく日に、四条河原町で市民・地域の労働組合・全国の民放労連の仲間を弁士に迎え、道行く市民に憲法九条の大切さを訴えてきました。2年目に入った05年11月以降は毎月1回のペースとしましたが、2周年となる10月まで確実に取り組み、2年間で参加した弁士はのべ79人、組合員はのべ267人を数えました。また、市民講演会は京都ミック(京都マスコミ共闘)に呼びかけて2年間で5回開き、多くの市民に憲法九条とジャーナリズムの大切さを訴えました。

これらの活動が評価され、私たちの上部団体である民放労連の昨年の定期大会議案書では「全国の労働組合でも最大級と言うべき署名を集める一方、マラソンスピーチや市民講演会なども続け、地域から大きな注目を集めている」と紹介され、さらに京都総評からも「憲法九条を守る活動報告は、京都放送労働組合から」との大変高い評価をいただいています。



(▲2周年マラソンスピーチ・四条河原町)

憲法九条を守れのこれらの活動を通して

- ①憲法九条を守ろうという地域世論づくりにささやかながら貢献できた。
  - ②平和と民主主義の課題については民放労連内ではとっつきにくい課題となっていますが、KBS労組は組合内で積極的に議論をし活動できたことは大きな成果でした。また、この活動を通して組合内の団結に乱れはありませんでした。
  - ③組合員が地域でも「九条の会」の設立と運営に中心となって活動を行いました。
- ……と、組合では3つの成果があったことを総括しています。

そして、この活動がここまで達成できた要因として、まず労働組合の活動の大きな柱として平和と民主主義の擁護を掲げてきたということです。また、放送局まるごと担保事件で市民に「放送の灯を消さないで」と経営危機に立ち向かった街頭宣伝と40万人署名の経験がベースにあったということです。さらにイラク戦争が始まったとき、組合がイラク戦争反対の立て看をKBSの放送会館前に設置しました。会社は政治活動であるとして立て看板撤去の仮処分を申請した問題で組合が勝訴し、平和を守る取り組みが伸び伸びとできる素地をつくりあげることができたということです。

このように厳しい闘いを通じて得た経験を、放送労働者として憲法九条を守る取り組みに惜しみなくつぎ込むことができました。

一方、放送局を戦争の際に政府の統治下に置こうとする指定公共機関の問題に対して、組合はスト権を高率で確立して会社に迫り、会社は「組合を無視して勝手に決めない。一

歩前へ出てやるということは考えていない」との約束を取り付けました。また「KBS京都に働く者の戦争協力拒否宣言」を採択し、私たちの発言と行動の規範としています。

安倍首相は5年以内に憲法を変えると明言していますし、国会でも国民投票法案が審議入りしました。決して予断を許さない状況ですが、私たちの小さな取り組みが全国に広がれば必ず憲法改悪を阻止できると確信しています。

シリーズ 京都府政の今を考える ⑤

長岡京市3歳男児虐待死事件から見えてきたもの

～児童相談所の現場から～

仙田 富久（京都府職員労働組合保健福祉支部）

10月22日、長岡京市の佐々木拓夢くん（3歳）が、実父とその内妻から約1ヶ月にわたってほとんど食事を与えられず、餓死するに至る事件が発生しました。

京都府京都児童相談所においては、この3月から拓夢くんの姉を保護し、大阪府内の児童福祉施設に入所させる一方、家族の再統合をめざしてこの家族と継続的に関わっていながら、このような事態に至っていることを正確に把握せず、かけがえのない子どもの命を救えなかったことは、返す返すも残念極まりないことです。

とりわけ、当該児童相談所の児童福祉司としてこの家族に極めて近い位置で仕事をしている私にとっては、その念は強いものがあります。



現在、京都府の検証委員会（座長 澤田淳府立医大名誉教授・委員5名）に厚生労働省から派遣されたオブザーバー3名が加わり、この事件について「しっかりとした事実関係の把握のもとに検証と反省点を整理し、我々がこれからはしえなければならないことについて年内にはとりまとめていただく予定」（知事記者会見から）との立場からの「検証」が進められているとのことですが、「検証」が、これまでのマスコミの論調やいち早く発表された知事見解（「体制」より「判断」の問題）などに引きずられ、今日の児童相談所を中心とする児童虐待問題への関与体制の本質まで掘り下げての徹底的なものにならないのではないかと懸念するものです。



私は、ことは「体制か判断か」の二者択一ではなく、判断の誤りや遅れは、多分に体制の問題に左右されるということを痛感しています。

そうした基本認識なしに、本当の意味での徹底した検証には至らないし、「その判断をした担当者」や「それを見過ごしていた所長」個人への非難や攻撃、生け贄やトカゲのしっぽ切りでは、問題は解決しないのです。

さらに、問題の根っこには、この国の労働者のおかれていた長時間過密労働や失業、倒産、貧困な社会保障制度の現状などが横たわっており、勝ち組、負け組の「格差拡大」を推進した小泉構造改革の矛盾が、最も弱い子どもたちへの虐待などの現象として現れているということを、多くの事例から痛感しています。



以下、どのような点に「体制の問題」が存在しているのか、概要を述べたいと思います。知事は、記者会見の中で「児童福祉司の数では、人口1人当たり、京都は上から数えて9番目であり特に少なかったという話ではない」と述べています。

厚生労働省の発表では、全国の児童相談所の受付ける虐待相談は年々増え続け、平成17年度では34,472件となりました。こうした状況のもとで、職員は恒常的な残業やいつ通告があるかわからないという24時間の心理的拘束感とストレス、極めて困難な保護者や関係者との交渉などで、身も心も疲弊しきっています。十分なケースワークどころか、虐待通告の初期対応に追われているというのが実情です。



その原因の一つに、欧米の10分の1から20分の1というソーシャルワーカー（児童福祉司）数の現状があることは、関係者の間では常識になっています。

大阪府で、「岸和田事件」が起こった後設置された「児童虐待問題緊急対策検討チーム」が2004年3月緊急提言を行っています。この提言の最後のまとめには、「……児童虐待の通告が増え、相談件数が伸びていることを踏まえると、児童虐待対応の専門機関である子ども家庭センター（児童相談所）の職員を増員して、組織体制を強化することが最も重要であるとの結論に至った。」と結ばれています。

厚生労働省の定める「人口5万から8万人に1人」の児童福祉司配置基準では、まだまだ少ないし、換言すれば全国どこの児童相談所管内で虐待死事件が起こっても決して不思議ではないのです。



わが京都児童相談所では、そうした一般状況に加えて、「知事選挙の年で定期人事異動が6月に行われた」という条件の下、2ヶ月間にわたって相談業務の要である児童福祉司とスーパーバイザーを兼ねる相談判定課長が欠員となっていました。さらに、昨年「夜間休日にも正規職員が相談を受ける」と導入された変則勤務が、虐待対応チームの組織として対応する力を弱めていたことも指摘せざるを得ません。



こうした現場の状況や府民生活の実態に意識的に目を向けない知事。今回の「事件」に関してもいち早く自らの責任逃れと現場への責任転嫁とも思われる発言をする知事に対して、職場を中心に失望の声が広がっています。

いま、府政の責任者として、知事の姿勢が問われています。

連載 ⑧

## 小説書きの独白 ⑧

東 義 久 (作家)

### 地域には地域の歴史がある

山城国一揆が世に出るまでには時間がかかった。つい最近まで、この大きな事件は日本の歴史のなかには登場してはこなかった。

一揆というと下剋上ということで、どうしても世に出にくかったのだろう。

興福寺大乘院の門跡である尋尊も「寺社雑寺記」のなかで、山城国一揆のことを「下剋上の至り云々……」と、記している。

これはあくまでも寺側の人間の視点、すなわち当時の権力側からの視点で書かれていた、といってよい。

以前に、山城国一揆は三浦周行が興福寺の文書から発見したということを書いた。

当時は、現在の中国で辛亥革命（1911年）が起こり、清朝が倒れ中華民国となったところで、そんな世相も手伝って、「国民会議」という呼び名で、山城国一揆は世に出てきたのである。そして、戦中に鈴木良一がその山城国一揆を体系化することになる。

一方、戦後になると、中津川保一・敬朗親子が中心となり発刊された城南郷土史研究会の機関誌「やましろ」により、山城国一揆は大衆のなかに広がっていく。

戦後の社会になるまで、南山城の人たちは山城国一揆の事件を知ることはなかったのである。

その当時は、草深い田舎に歴史などない、というのが、一般の意識でもあった。そのため、郷土史家の故中津川保一氏が始められた城南郷土史研究会の結成で、地元の人たちと山城国一揆との衝撃的な出会いが実現したのだった。

それこそ、村には村の、地域には地域の誇るべき歴史があるということを、地域の人たちは知ることになったのである。

今では歴史学会における重鎮となっている先生たちも大勢、中津川氏宅に手弁当で駆けつけられたという。

地元の人たちと学研の人たちが一同に会し、山城国一揆なるものを世に送り出そうとしたのだ。

先輩たちの苦労や熱い情熱が、片田舎の郷土史誌「やましろ」によって、小さな明かりがやがて大きくなって行った。まさに山城国一揆の大衆化である。

そして、山城国一揆はじょじょにじょじょに、世間に知られて行くことになり、今では中学校の教科書に掲載されるまでになった。

## 山城国一揆の解体

さて、話を山城国一揆に戻そう。

畠山両軍を上山城（南山城）から撤退させた国一揆は、相楽、綴喜、久世の三郡、つまりは宇治川以南の惣国を、自分たちで運営して行った。

けれども国一揆の成立から八年の後、国持体制に揺らぎが出てくる。

国人たちはそれぞれが強い武士の家来となっており、多くは大和の古市氏との関係を強めてもいた。

そんなことや、またほかに政治的なことも作用したのだろう、国持体制にひびが入り出すことになったのだった。

一方、将軍足利義政の政治に対する無関心と、日野富子の悪政などが重なり、そんななか、幕府にあっては細川氏の権威を回復せんがための細川政元のクーデターが起きるのである。

これは、細川政元が国一揆を利用していたともいわれ、細川氏の権威を回復した結果、政元は国一揆を見限ったのだともいわれている。

そんな諸々のことが作用し、山城守護に伊勢貞陸の入部を認めようとする動きが出てくるのである。

それはどういうことかといえば、南山城への幕府の介入を意味する。

国人たちは、守護の命令に従え、という幕府からの命に従うかどうかを決める会議をした。その結果、多くの国人たちはそれに従うべきであるとの結論に達するのである。

上山城（南山城）はとにもかくにも、これまで国一揆の国持体制で運営してきた。

そこに守護が入って来るということは、山城国一揆の崩壊、山城国の自治の終わりを意味する以外のなにものでもなかった。

山城国人たちや山城に住むひとたちの思いはどんなものであっただろうか、というあたりもふくめて、次号では山城国一揆の最後の攻防である稲屋妻城の合戦のことを記してみることにはしたい。（続く）

（編集部より：作家東義久さんの主な著書を紹介します：「小説山城国一揆」  
「京の走り坊さん」「アイ・ラヴ・フレンズ」「春咲き川」など多数）

「道州制問題を考える」連続講座

会場：ハートピア

第2回講座 道州制、その問題点を検証する① 1月18日午後6時30分～

講師 大田 直史（京都府立大学教授）

第3回講座 道州制、その問題点を検証する② 2月15日午後6時30分～

講師 大田 直史（京都府立大学教授）

リレートーク 都市行政の今を考える ④

## 市民福祉に背を向ける城陽市当局

### 保育園の統廃合と給食民間委託化を発表

城陽市職員労働組合

城陽市を取り巻く課題は古くて新しい山砂利問題（最近、井戸からヒ素が検出されました）や第2名神高速道路問題、第3次総合計画素案の発表など多々ありますが、今回はそれらの中でホットに展開されている、保育園の問題を取り上げ、皆さんに訴えたいと思います。

#### “偽装請負”の疑いももたれる保育園給食の民間委託化

城陽市は、この九月議会に突如として「久津川・古川保育園の新設統廃合（将来民間委託化を射程に入れる）」「（直営園として残すとしていた）鴻の巣保育園と青谷保育園の給食業務の民間委託」計画を発表しました。しかも、その実施時期は、給食の委託は来年四月から、統廃合は来年度予算で施設整備予算化、再来年四月開園という拙速そのものです。

給食業務民間委託の理由に至っては、公立保育園各園に一名ずつ配置されていた正規調理員が定年退職したこと、現業職員が退職しても人員は不補充という市の方針に拠るといえるものです。乳幼児にとって保育と給食は一体のものとして欠かすことが出来ません。にもかかわらず、そのことの検討は行わないまま性急に実施しようとしています。

また、久津川、古川両保育園の統廃合にしても、保護者の通園圏や何人規模の園が良いのかなど統合の是非も含めて、議論を尽くして決めなければなりません。

請負業務では指揮命令権は請負会社にあり、ユーザー（保育所）は請負社員（調理員）を指揮命令することが出来ません。本市では子どもたちのその日の体調などに合わせて、園長、調理員や保育士が打ち合わせ、その日の給食やおやつの内容に工夫を凝らしてきました。城陽市の保育所給食は周りの自治体からも大きく評価されています。業務委託になればこういった「指揮命令」は脱法行為になり、仮にこれを行った場合、いま大きな社会問題になって相次いで摘発されている「偽装請負」を市自らが犯すこととなります。

#### 保育園分会は連続学習会、保護者訴えピラなどで奮闘

こんな大切なことが充分検討されないまま実施されると、将来取り返しのつかないこととなります。

保育園分会は、11月16日に当局と計画案についての説明会を持ちましたが、疑問はいつそう深まるばかり。納得のいく説明は得られませんでした。このため分会は、11月25、27日、給食問題と統廃合問題での学習会を行いました。講師は京都保育運動連絡会の京都橘大学井手幸喜先生、活発な意見交換で城陽の未来を担う子どもたちの育ちを真

剣に考え、出来ることをやり抜こうと決意を固めています。

この学習会には、保育給食の一翼を担っている嘱託の調理員の皆さんも参加されました。

分会は学習会での討議を経て、分会要求を確立、保護者向けの訴えビラも作成、子どもたちのより良い未来に向けて署名などの行動に取り組んでいます。

これから組合員・保護者や市民に、少子化対策の要となる保育園の充実を訴え、城陽市当局に民間委託をやめさせるために、保育園の統廃合問題を保護者・保育者と充分論議をさせる運動に取り組んでいきます。

## 京丹後市を調査して (2)

増田 知也 (同志社大学)

今回は、地域振興協議会の提言内容について報告します。ただし、12月15日現在、まだ大宮町、峰山町、弥栄町の3町の提言書しか公開されていないので、今回はこの3町分について考察することにします。

この3町の比較からは、地域振興協議会の問題点が改めて浮き彫りになってきます。問題点とは、地域振興協議会は市全体の問題についての提言を行うのか、それとも各地域の問題についての提言を行うのか、協議会としての方向性が定まっていなかったことです。

大宮町の提言書は、全市的な視点が強いものになっています。具体的な提言の内容は、(1) 総合インフォメーションセンターの建設 (2) 工業団地造成や企業誘致 (3) 病院の統廃合 (4) 教育施設の統廃合 (5) 合併のデメリットの是正 (6) 協働の推進、となっています。(1) を除けば、全て地域を限定しない抽象的な提言です。

峰山町の提言書は、全市的な視点と地域的な視点とが共に含まれています。具体的な提言の内容は、(1) 本庁機能の統合・市民局の縮小 (2) 「まち」(旧城下町地域) のスポット整備 (3) (峰山町域) の市営駐車場のあり方 (4) 道路整備、となっています。(1) と (4) は全市的な視点からの提言ですが、(2) と (3) は地域的な視点からの提言です。また提言書には、「全市的な観点が求められている協議会」ではあるが「峰山らしさ」にこだわる、と書かれています。この表現からも、峰山町の提言が両方の視点を含んでいることが分かります。

弥栄町の提言書は、地域的な視点が強いものになっています。具体的な提言の内容は、(1) 自治会制度を生かしたまちづくり (2) 福祉施設を増やす (3) 弥栄病院の機能強化 (4) 農地の有効利用 (5) 環境に配慮した企業誘致、となっています。(3) 以外は、具体的に地域が限定されているわけではありません。しかし、提言書には、総合計画との整合も図りながら、「弥栄町の振興方策」について提言をすると書かれています。また、弥栄町の特長や目指すべき方向についても詳しく述べられています。これらの点から、総合

計画の枠内ではあるものの、専ら地域的な視点からの提言であることが読み取れます。

このように、各町の視点には大きな隔りがあることが分かります。前回述べた、提言を活かすための道筋がないという問題も、この隔りの一つの原因でしょう。全体として見れば、制度設計に不備があったと言えます。今回は、ここまでの内容を踏まえた上で、地域振興協議会の目的と協議事項について考察し、まとめとしたいと思います。

シリーズ 町村行政の今を考える ⑤ 《町の紹介》

“伊根の冬にみんな来てください”

石井 明（伊根町職員組合）

伊根町は、まち全体が雄大な自然に包まれ、とりわけ海は町の人々にとってこのうえない財産になっています。若狭湾国定公園に指定されている海岸線沿いの道路を走れば、紺碧の海を見下ろす美しい景色が続いています。伊根湾を取り囲むように軒を連ねる「舟屋」。1階は船のガレージ、2階は居室など生活の場となっています。直接海に面して建ち並ぶ舟屋は、まるで海にぽっかり浮かぶようです。この景観は漁村で初めて伝統的建造物群保存地区に選定されました。

伊根湾は日本海側には珍しい南に開けた入り江で、その中央に浮かぶ「青島」が天然の防波堤の役割を果たし、有利な自然条件が揃ったため、約 230 軒もの舟屋が建ち並んでいます。湾を見下ろす高台にある「舟屋の里公園」（道の駅 舟屋の里伊根）からの眺望は絶景で、山裾に広がる舟屋群、波穏やかな伊根湾を一望できます。冬場は雪が降り雪化粧することもあり、また晴れた日の夕方は、夕日が舟屋群を黄金色に染める素晴らしい景色が望めることもあります。

湾内一周 30 分の船の旅、舟屋群を海から眺める遊覧船(※)も運行しています。※ 1/16～2月末までは日曜・祝日のみ運行

冬限定のお奨め料理は「ぶりしゃぶ」。冬に捕れるブリは寒ブリと言い、脂がのって絶品です。伊根湾で水揚げされた新鮮なぶりを薄造りにし、さっとだしにくぐらせポン酢やごまだれでいただきます。お土産や贈答品に、伊根ぶりを秘伝の味噌にじっくり漬けた「伊根ぶり味噌漬け」もあります。

温泉でゆっくりという方は、舟屋から車で約10分のところに温泉があります。眼下に広がる雄大な日本海を見渡し名湯を浴びる「奥伊根温泉」。桜ともみじに囲まれ多彩なお湯を取り揃える「伊根温泉リゾート」。伊根温泉リゾートは日帰り入浴も行ってあります。

そのほか、浦嶋伝説が伝わる浦嶋神社、始皇帝の命を受け不老不死の霊薬を追い求



◆脱「格差社会」・地域再生への自治体政策を提案する

# 第32回 自治体政策 セミナー in さいたま



川越・時の鐘  
(残したい日本の音風景百選)

と き：2007年2月10(土) - 12日(月)

ところ：さいたま市「さいたま共済会館」

(\*JR京浜東北線浦和駅から徒歩10分)

参加費：15000円(会員) \*この機にご入会いただいても会員割引となります。  
18000円(『住民と自治』読者・一般) / 日割有

## ● 1日目\* 記念講演 歴史的転換点に立つ 地方自治

—不安の時代から地域再生へ(仮題)

神野直彦氏(東京大学)

歴史的転換点ともいえる状況を解説し、この不安の時代において、地域再生へ向けて自治体はどのような役割を果たさねばならないか、長い歴史のスパンから、将来展望とあわせて問題提起します。

2月10日(土)

13:00 ~ 受付開始

13:30 ~ 16:45 1日目全体会(記念講演)

2月11日(日)

9:30 ~ 16:30 2日目専科

17:30 ~ 19:30 市民公開企画

2月12日(月)

9:30 ~ 11:45 3日目全体会(特別シンポジウム)

## ◇ 2日目夜 [市民公開企画=無料]

\*パネル討論

### 地方議会改革を考える

池上洋通氏(自治体問題研究所)ほか

\*特別報告

### 埼玉の小規模業者優先制度

## ● 3日目【特別シンポジウム】

### 蔵のまち川越の

### まちづくりはいま

八幡一秀氏(中央大学)ほか

## ● 2日目\* 専科 \*タイトルは仮題です

A. 税財政改革はどこへ向かうのか

▶熊澤通夫氏(経済評論家)

B. 保育制度改革と保育・子育て政策の課題

▶杉山隆一氏(大阪保育研究所)

C. 障害者自立支援法と自治体の役割

▶石川 満氏(日本福祉大学)

D. 2006年医療改革法と地域医療

▶松田亮三氏(立命館大学)

E. 自治体民営化と公共サービスの質

▶尾林芳匡氏(弁護士)

F. 地域経済の変貌と地域産業・中小企業振興

▶植田浩史氏(慶應義塾大学)

## 主催・自治体問題研究所

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

\*お申し込み方法など、くわしくはリーフレットをご請求下さい。